

みやき町浄化槽整備推進事業
優先交渉権者決定基準（案）

平成27年7月1日

みやき町

1. 総則

みやき町浄化槽整備推進事業優先交渉権者決定基準（以下、「優先交渉権者決定基準」という。）は、みやき町（以下、「本町」という。）がみやき町浄化槽整備推進事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うに際して、応募希望者に配付する募集要項と一体のものである。

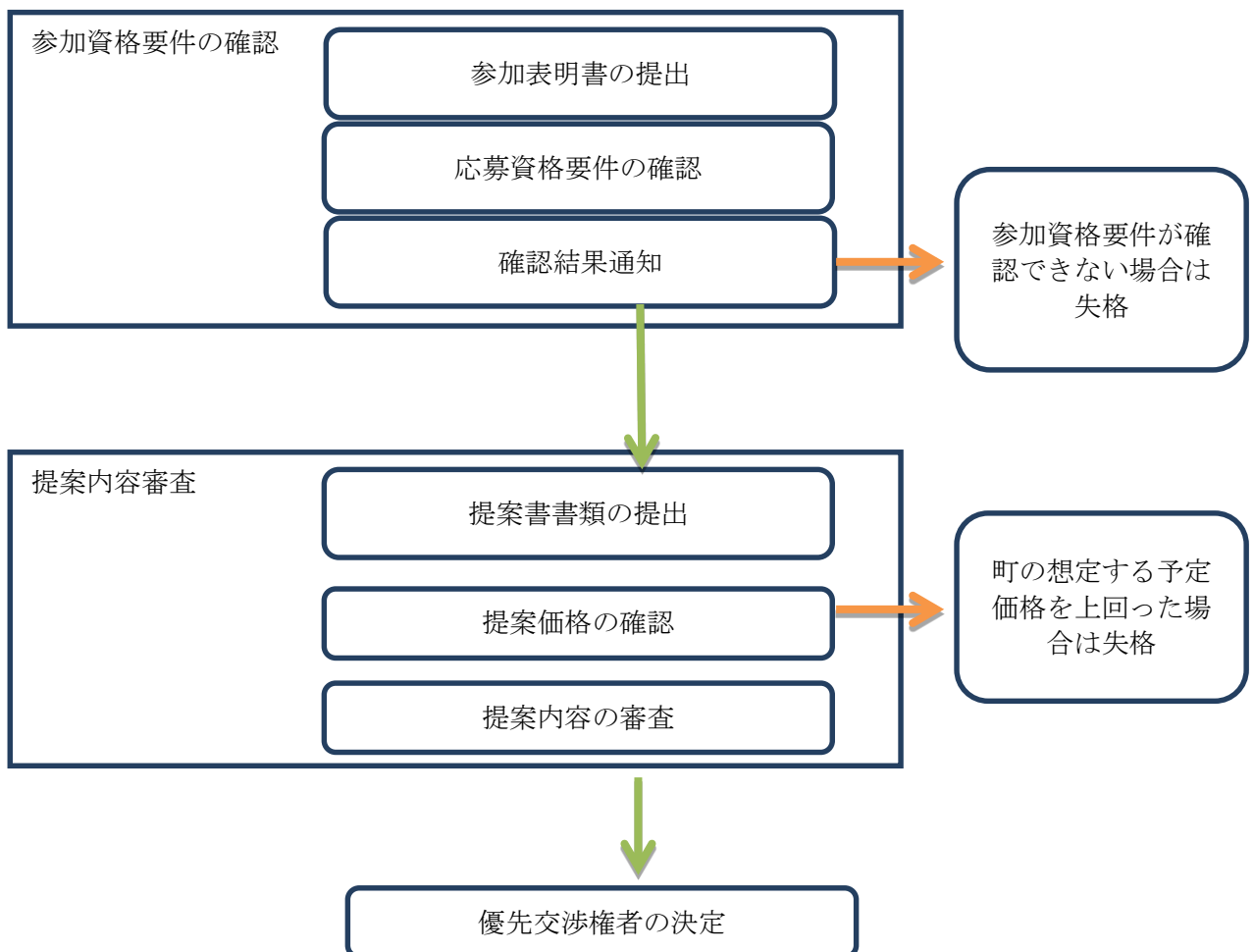
本事業においては、提案価格及び提案内容によって優先交渉権者を決定する「公募プロポーザル方式」を採用する。

優先交渉権者決定基準は、優先交渉権者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った応募者を選定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、優先交渉権者決定基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって募集要項において使用される用語と同一のものである。

2. 優先交渉権者決定までの流れ

優先交渉権者の決定にあたっては、応募資格要件等の確認をし、次いで提案価格の確認及び提案内容の審査を実施する。



3. 応募資格要件の確認

応募資格の確認は、募集要項に示す応募者が備えるべき参加資格要件を満たしているか、審査し決定する。

審査結果は、募集要項に示す期日までに、当該応募者に、合否を通知する。

4. 提案内容審査

(1) 提案内容審査の流れ

提案内容審査は、次のとおり実施する。

イ. 提案価格の確認

応募者が提案書に記載した提案価格が、町の設定する予定価格の範囲内であることを確認する。
なお、全ての参加者の提案価格が予定価格を超えている場合は、再度、公募を行う。

(参加者からの提出書類の各様式に記載された内容(以下、「提案内容」という。)の変更は行わない。)

最終的に、提案価格が予定価格を超える場合は失格とする。

ロ. 提案内容審査

「事業計画に係る事項」、「施設整備計画に係る事項」、「維持管理に係る事項」、「その他」の各評価事項について、町に設置されるみやき町PFIによるみやき町浄化槽整備推進事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案内容の審査・加点付与を行う。

ハ. 審査及び優先交渉権者の決定

審査委員会は、各グループの提案内容の評価を行い各提案の提案内容評価点を決定する。

また、後に示す方法で提案価格に対する価格点を決定し、提案内容評価点と価格点の合計値(以下、「総合評価値」という。)を算出し、総合評価値の最も高い者を優先交渉権者とし、2位のことを次点交渉権者として、町に結果を報告する。

ニ. 審査結果の公表

審査結果は、優先交渉権者・次点交渉権者に決定したグループの代表企業に速やかに連絡する。
また、基本協定締結後、審査結果と審査講評は、町のホームページ上で公表する。

(2) 価格点の算定の方法

価格点は、満点を**25点**とする。

各提案価格の点数の計算は、下記の式により行う。

$$\text{価格点} = 25 \times \frac{\text{応募者全体の提案価格のうち最も低い価格}}{\text{それぞれの応募グループの提案価格}}$$

(3) 提案内容評価点の算定の方法

提案内容評価点は、満点を**75点**とする。

提案内容評価点の点数の計算は、提案内容の各項目の内容評価点(以下、「各項目内容評価点」という。)を計算し、その合計点数を計算したあと、提案内容評価点を下記の式により計算する。

点数付与は、相対評価とし、各提案内容を比較し、最も優れた提案に各評価項目の満点を与え、2位以下に、審査員の評点の点数比例で、各項目の点数を決定する。

$$\text{各項目内容評価点} = \text{各項目の配点} \times \frac{\text{それぞれの応募グループの内容評価点}}{\text{全応募者の内容評価点の最高点}}$$

$$\text{提案内容評価点} = 75 \times \frac{\text{それぞれの応募グループの各項目内容評価点の合計点}}{\text{全応募者の各項目内容評価点の合計の最高点}}$$

(4) 応募者が1者の場合の審査方法

応募者が1者の場合は、絶対評価とし、町の要求水準を、満たすことを前提として、加点式で審査し、あらかじめ委員会で設定した最低点(70%で、評価点53点(75点×70%))をクリアした場合、優先交渉権者とするものとする。

また価格点は、価格が予定価格を下回っていることを前提に、満点の**25点**を付与する。

(5) 総合評価値

審査委員会は、総合評価値（価格点と提案内容評価点の合計値）の最高点を獲得したグループを優先交渉権者、2位の者を次点交渉権者として町に報告し、町は、その結果を受けて、優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。

(6) 提案内容評価の項目と配点

提案内容の評価の項目と配点は、「別表-1 提案評価項目と配点表」に記載する。

別表 提案書の評価項目と配点表

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 配点 |
|-------------------------|---|---|----|
| 1 本事業への取組方針 【様式 6-1】 | 1 事業推進策 | 住民広報活動、事業推進への取組み、単独浄化槽の転換促進 | 5 |
| | 2 地域への貢献 | ①地域経済への貢献（町内企業の参加数による加点「複数応募者の場合：最大参加企業グループを満点、他のグループは5×（応募者の町内企業数）/（最大町内企業参加数）、応募が1社の場合は、1.0×町内企業参加数（最大10点）」 | 10 |
| | | ②地域環境への貢献 | 8 |
| | 3 コストの縮減 | ①設置工事費の縮減 ②維持管理業務費の縮減 | 5 |
| 2 事業計画 【様式 6-2】 | 1 事業運営 | S P Cの運営計画 | 5 |
| | 2 資金等 | ①S P C資本金 | |
| | | ②資金調達計画 | |
| 3 リスク管理 | 加入を予定する保険等 | | |
| 3 浄化槽設置工事 【様式 6-3】 | 1 設置工事の体制等 | 設置工事实施体制、浄化槽整備実績、マネジメント方法 | 9 |
| | 2 標準設置工事計画 | ①設置する浄化槽 | |
| | | ②標準設置工事の手順等 | |
| | | ③工事検査等 | |
| 3 標準以外の工事等の扱い | ①付帯工事の対応 ②標準工事が困難な場合における特殊工事等の対応 | 5 | |
| 4 整備目標未到達の場合の対応策 | 整備目標未到達の場合の営業の強化策や、予防策・対応策の考え方 | | |
| 4 浄化槽維持管理 【様式 6-4】 | 1 維持管理の体制等 | 維持管理実施体制、維持管理実績、有資格者の配置 | 9 |
| | 2 標準とする維持管理業務 | ①自ら設置した浄化槽 | |
| | | ②寄附された浄化槽 | |
| | | ③清掃業務との連携 | |
| | | ④法定検査への対応 | |
| | | ⑤機器補修 | |
| ⑥緊急時対応 | | | |
| 3 標準以外の維持管理業務の扱い | ①ブロワの更新 | | |
| 4 維持管理記録の方法 | 維持管理台帳の整備、運用 | | |
| 5 「不適正」の場合の対応策 | 不適正の場合の予防策・対応策の考え方 | 5 | |
| 5 住民サービス 【様式 6-5】 | 1 住民負担の軽減 | ①浄化槽の補強、障害物の移設、排水設備、放流管工事等における対応 | 10 |
| | | ②本事業（浄化槽設置工事）との関連した水回りの改造工事、住宅リフォームの需要への対応、その他住民負担の軽減に関する提案 | |
| 2 住民サービスの向上 | 住民向けの窓口の開設、浄化槽の使用にあたり発生するニーズへの対応、その他住民の高齢化等地域の実情を踏まえ、住民サービスを向上させるための提案等 | 5 | |
| 6 自由提案 【様式 6-6】 | 1 大型浄化槽 | 10人槽以上50人槽未満の浄化槽についての提案 | 2 |
| | 2 その他 | 特に強調したい工夫 | 2 |
| | | 合計 | 75 |